

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	副主幹	主査	担当	担当							文書取扱主任		

第 19 回 厚生 常任 委員会 会議 録

開催年月日	平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日)	開会 13 時 30 分	閉会 14 時 34 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、荒木	事務局	菊井事務局長
	議長、委員外～渡辺精朗、坂井、渡邊龍之、小野、井上、窪之内		和田副主幹
欠席委員	なし		村井主任主事
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	○休憩中、4月1日付け人事異動に伴い議会事務局職員より挨拶を行った。		
	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 専決処分について		
	(2) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	2. その他について		
	清水委員より滝川市社会福祉事業団理事会との懇談会、事業団の施設の視察の実施について提案があり、正副委員長に一任することに決定した。		
	3. 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊦			

平成25年3月29日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年3月28日付け滝議第151号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長

市民生活部参事

市民生活部市民課長

市民生活部市民課副主幹

保健福祉部長

保健福祉部次長

保健福祉部福祉課長

樋 郡 真 澄

伊 藤 克 之

榎 木 康 人

寺 嶋 悟

佐々木 哲

中 川 啓 一

国 嶋 隆 雄

(総務部総務課総務グループ)

第19回 厚生常任委員会

H25. 4. 1 (月)13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）専決処分について

（資料）市民課

《保健福祉部》

（2）生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

（資料）福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第19回 厚生常任委員会

H25.4.1 (月)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第19回厚生常任委員会を開催したいと思います。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員の皆さん全員出席。委員外議員としまして、渡辺精郎議員、坂井議員、渡邊龍之議員、小野議員、井上議員、窪之内議員の出席を許可しております。議長の出席をいただいております。傍聴としまして、山本議員、山口議員、柴田議員、読売新聞社の傍聴を許可しております。それでは、所管からの報告事項に入ります前に、4月1日付の人事異動に伴い議会事務局職員より挨拶がありますので、休憩します。

休 憩 13:31

開 会 13:32

委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきたいと思います。まず、市民生活部のほうから(1)、専決処分についての説明を求めます。

(1) 専決処分について

寺嶋副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、保健福祉部より(2)、生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向についての説明を求めます。

(2) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

国嶋課長 (別紙資料に基づき説明する。)

佐々木部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります前に、この案件につきましては非常に市民からの関心も高いことから、本委員会でいろいろ議論された内容につきましても軽々に市民に対してこう思う、こうだろうというような発言はなるべく控えていただき、事実のみを市民にお伝えするようにお願いいたします。

それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。質疑ございますでしょうか。

清 水 事前並びに直前の通告をしてありますので。

その前に、今回の臨時会招集に当たっては、まず専決処分の報告ということで臨時会が招集されたと。追加議案の形でこの件が出されるということで確認をしていいのか。また、きょうの時点で臨時会の議案書は机上配付されていないと思うので、そういったのは通常の議会運営ということでいえば余り例がないと思うのですが、議長に確認をしておきたいと思います。

菊井事務局長 私のほうからご説明しますと、今回臨時会なので、招集日は総務課と協議をし

まして、一応3日の予定をしております。ですから、3日の朝といたしますか、午前中には議案書が机上のほうに届くと思います。3日の日、ご存じのとおり議会運営委員会が開かれますので、それまでに配付を予定しております。ですから、臨時会は専決処分が先で訴訟が追加でという話ですけれども、臨時会なので、それを含めて全体で今回は開くということで、専決が先で訴訟が追加かという話ではございません。3日に告示をして4日に臨時会を開くということでございます。

以上です。

清 水

それでは、まず質疑9点にわたると思います。

まず、判決文の用語を使いながら質疑をしたいと思うのですが、事実認定ですが、裁判所がこれは事実だと新たに認定をしたということですが、まず1点目は、判決文の23ページから44ページの5行目までに述べられたこの認定事実について、これは事実と違うと、また裁判所の間違いだというようなところがあれば示していただきたいと思います。

2点目は、判決文44ページ、6行目以降に述べられた第3、2、争点1、ここでは人名については述べませんので、職名に置きかえたいと思います。当時の福祉事務所長、また福祉課長及び保健福祉部参事の支給決定の違法及び同人らの故意または重過失について、(1)、元福祉事務所長及び元福祉課長について、アからカですね、これ前にキも入っているのですけれども、キを除いたものうち、ここの中に事実と違う、また裁判所の間違いだということがあれば示されたい。これを聞くのは、私が読んでいて何点かやはりこれ事実と違うということが私なりにあったもので、もしあれば共有しておく必要があるということでお尋ねいたします。

次に、この認定事実のまとめ部分に元福祉事務所長、元福祉課長及び元参事の支給決定の違法及び同人らの故意または重過失について、総括として述べられているのがキの部分ですね。ここは読み上げますと、以上、説示したところに照らすと、元福祉事務所長及び元福祉課長には遅くとも平成18年11月末日の時点において片倉夫婦が不正に通院移送費の支給を受けているのではないかと疑い、片倉夫婦に対する居宅訪問や預金調査、札幌介護福祉交通及びその代表者個人の口座の確認等の調査を徹底して行い、必要があれば警察署に相談するなどの対応をとるべき義務があったものということができ、そのような対応をとっていけば、滝川市福祉事務所による調査、警察による捜査等に一定の期間を要するとしても、遅くとも平成19年5月末日の時点では前記前提事実、(4)の還流の事実が判明し、片倉夫婦に対する通院移送費の支給を停止することが可能であったものと認めるのが相当である。そうすると、元福祉事務所長及び元福祉課長が平成19年6月1日以降に片倉夫婦に対して行った通院移送費の支給は違法であるとともに、当該支給を行ったことについて元福祉事務所長及び元福祉課長には重大な過失があったものと言わざるを得ないと述べています。

そこで、伺います。元福祉事務所長及び元福祉課長には遅くとも平成18年11月の末日の時点において片倉夫婦が不正に通院移送費の支給を受けているのではないかと疑い、片倉夫婦に対する居宅訪問や預金調査、札幌介護福祉交通及び代表者個人の預金口座の確認調査など徹底することが今の時点で可能だったというふうに、この判決を受けて考えるのかどうかということを伺います。

次に、事実の概要の争点で、これは判決文14ページから17ページですが、争点

に関する当事者の主張のうち被告の主張で述べられているアからウというのがあります。実は、この被告側の主張というのは、第三者委員会の報告書を全面否定したものなのです。私も改めてこれに気づいたのですが、被告が第三者委員会を全面否定するような主張を行っていたというのは、気づいていれば、また違った展開もあったのかと思うのですが、全面否定した内容だというように私は思っていますが、こういう立場が滝川市の一貫した立場なのかということをお伺いをしたいと思います。

次に、判決で裁判所で示した重大な過失についてなのですが、判決で元福祉部長と元福祉課長に多額の賠償が出たことについて、まず1点目は2008年の懲戒処分事由ではほとんど内容が同じであり、当時の副主幹を初め、職員に対する地方公務員法の評価では当時の課長と変わらないのです。副主幹に対する懲戒処分事由と課長に対する懲戒処分事由。ところが、結果として片や2,000万円近い損害賠償責任を負い、片や減給6カ月の懲戒処分。今回の地裁判決を関係職員の評価にどのように今後参考にしていくのかということをお伺いしたいと思います。

6点目は、違法と重過失という判決が下っても、なお懲戒処分の見直しは行えないと聞きますが、私は法律については非常に浅い知識しか持ち合わせませんので、根拠についてお伺いをしたいと思います。

次に、田村前市長についてですが、判決文では第3、3、争点2、前市長の財務会計上の違法行為の有無についてで、(1)、平成18年3月当時について、仮に滝川市の全職員が同月当時にそのように認識していたとしても、そのことから直ちに同年4月の時点で勝彦に対する異常な額の通院移送費の支給決定がされたことにつき、前市長に対する報告がされたものと認めることができず、その他前市長に対してそのような報告がされたものと認めるに足り証拠がないから、前市長において同月の時点で勝彦に対する異常な額の通院移送費の支給決定がされているものと認識していたことを言う原告らの主張は理由がないと述べている。

ここで伺いをしたいのですが、まさにこの片倉が滝川に戻ってきた平成18年3月、この3月に第1回市議会定例会で末松助役が選任をされております。末松助役は、総務部長時代に片倉に会っている。また、3月末まで助役を務めた深村助役は、前年に家賃の件で片倉の要求に屈して、あり得ない4万円の追加払いをしている。こういった片倉をよく知っている新旧助役に対しては、片倉が滝川に戻ってきたということは伝わっていなかったのかについて伺います。

8点目、監査委員の調査についてですが、判決文では前市長は当時の監査委員から調査を行う旨の連絡を受けた際、秘書課長に状況を把握するよう指示した上、その余は監査委員による調査に委ねることとしたものと認められるところ、監査委員による調査は第三者的な立場から中立的に行われるものであり、かつ実効性を有する調査方法であるということができると述べています。

そこで、伺います。まず、1番目、監査委員の職務に監査以外の調査をして市長に報告するという職務はあるのか。

2番目、またあるとすれば、それは何に基づく行動か。地方自治法あるいは監査の、いわゆる全国的な規則等に基づく行動か。

3番目、監査事務局長が巨額のタクシー代に気づいた時期はいつか。

4番目、当時の監査委員と局長しかこの件についてかかわらず、他の監査事務局員、また議選監査委員には知らされなかったというのは事実かお伺いします。これは、つまり中立性あるいは第三者的な立場から適正に行われたと裁判所は判断しているようなので、事実を確認しておきたいと思います。

次に、副市長の監督権についてですが、判決文では第3、4、争点3、前副市長の財務会計上の違法行為の有無についてで、地方自治法242条の2第1項4号にいう当該職員とは、当該訴訟において、1、その適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされているもの及びこれらのもから権限の委任を受けるなどして上記権限を有するに至ったものを広く意味するものであり、およそ上記のような権限を有する地位はないと述べています。しかし、副市長は地方自治法において補助機関で監督権という言葉も明確に167条で述べられています。一方、この判決文を通して、市長については同じく地方自治法上の指揮監督権をきちっと認めつつ、副市長については監督権すら見ていない。裁判所は167条を見落としているのではないかというふうに考えますので、地方自治法に対する考え方ということですから、お伺いいたします。

それで、最後今気づいた点、判決文17ページの(オ)、当時、義理の子供と言われていた男に対し、男は片倉夫婦と世帯を同一にする者でないから、この男の銀行預金口座へ振り込み送金がされたか否かは、片倉夫婦に対する生活保護費の支給とかかわりはないという3行があるのですが、このことについて、生活保護費が第三者に送金されるということは、通常調査の対象になるはずですが。その観点から、幾らの送金がされたのか。これは個人情報だということでは示されませんが、判決文に書いているのですから、振り込み送金がまずされたということは事実だと思うのですが、これは、いわゆる片倉の刑事事件の裁判で初めて出てきたものなのか。それとも、その事件発覚前に福祉事務所が把握していたものなのかについて伺います。

最後に、この件については4日の臨時議会で控訴について提起がされるということでもあります。慎重、十分な審議をするという点で3つの資料要求をしたと思います。まず、1点目、判決文がよくわかるという資料。まず、主文についてはきょう示されました。私は、23ページから54ページ、これは原告、被告の主張を全部その前に掲載をした後、裁判所の判断が述べられている重要な部分です。これと先ほどの金額の裏づけとなる別紙1、これについては資料要求を行いたいと思います。2点目は、判決書、全文91ページございますので、判決文を各議員閲覧可能な状態にさせていただきたいと。3点目は、控訴審の流れがわかる資料。聞くところによりますと、両方が控訴するというのは裁判ではよくあることだと、もちろんあることなのですが、非常に短い裁判になるということや、書類のやりとりが主だと。口頭弁論ですか、これが行われるのはせいぜい2回というような話も聞いております。この住民訴訟の控訴審の特徴もあるというふうに思いますので、流れがわかる資料。以上、3点を求めたいと思います。

以上です。

委員長

今清水委員のほうから資料要求がございましたが、まず1点目のほうの主文等々についてということでございますけれども、この内容について所管は提出できますでしょうか。

国嶋課長 今資料要求の1でありました点につきまして、その主文及び裁判所の判決の理由、それを要約したものを本日お配りしております。また、資料として提出させていただくとすれば、次の全文の部分にもかかわりますけれども、氏名等、情報公開についての審査等も経ますので、お時間をいただくことになると思いますし、どこまで出せるかということもございますので、この場では原課としては返答しかねるところであります。

委員長 以上です。

委員長 1点目の資料要求につきましては、時間等々の関係から、きょう配付されましたこの要約文ということで済ませるといっていきたく思うのですが、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。どうでしょうか。

清水 要約文見ればわかるということなのですが、これは公開文書ですので、隠すところは一切ない中身だと思います。ただ、ここでいうと要約文の判決理由、争点(1)のポツ1、世帯主の、要するに札幌に通院の必要性、またタクシーの必要性、その頻度についてですが、これは判決文に裁判所の判断の中で非常に具体的に医療要否意見書を含めて記載がされています。ですから、これは読んでいないと控訴についての審議をするということでは不十分なのかなと。最低でも閲覧できるようにということには必要だということに考えますが。

委員長 今の資料要求の1点目と2点目のほうに関連してくるのではないかと思うのですけれども、判決文全文91ページにわたって、閲覧可能にするというのは、先ほど清水委員は議員のみと言ったのですけれども、議員が閲覧できるということで認識してよろしいですか。市民ということではないですね。

(何事か言う声あり)

委員長 それでは、議員が閲覧できるといって確認します。1点目の資料要求は提出できますか。

国嶋課長 1点目につきましても、議員の皆さんだけに提出するということ、例えば回収を前提として資料をお配りできるのか、その情報公開の審査を経ないですね。議会事務局のほうとも協議させていただきたいのですが。現時点では、この要旨についてはきょうお配りした資料で原課としては説明を終わらせていただきたいとは思っております。

清水 今委員がおっしゃったように、裁判所においては全文閲覧は可能でございます。ただ、それを市として情報で得たものを出す場合の情報公開の責任は公文書としての市にございますので、その中に出てくる、例えば個人名の回避ですとか、その辺のチェックは当然しなければならないと思っております。

清水 個人名についても使い分ける必要があると思うのです。市が市の特別の権限を持って入手した資料の中の個人名、これはきちっと守るべきものです。しかし、これはそれとは違うのです。どう違うのかというのはきちっと説明はできないのだけれども、情報公開条例に基づく判断をしつつということであれば、それを否定するものでもないし、検討していただいて、できるだけ早くということにかえます。

委員長 所管のほうは、今の清水委員の説明でよろしいでしょうか。

国嶋課長 はい。

委員長 それでは、そのようにお取り計らいお願いいたします。

3点目の控訴審の流れについてわかるものということの資料要求ですけれども、そちらについてはどうでしょうか。

国嶋課長

資料というぐらいのものになるかどうかは微妙でございますけれども、確定しているのは3月27日に判決がありました。その翌日、28日に訴訟代理人に正式な判決書が届いて送達されております。その翌日、29日から数えて14日以内に控訴するかどうかの方針を決めて控訴しなければなりません。14日を過ぎると第一審の判決が決定いたします。控訴した後、裁判所のほうから原則50日以内に控訴の理由書、例えば控訴につきましては主文、判決について不服だからということで控訴をし、控訴理由書については後日提出するということで控訴状を出すことになると思いますが、その控訴の理由書につきましては50日以内原則として裁判所から指定があると思います。それを受け取った後、裁判所が第1回の口頭弁論日を指定するという流れになると思います。私が存じている限りでは、清水委員がおっしゃったように通常の控訴審は1回か2回で終わると聞いております。ですから、2カ月に1度、2回あったとしても、50日後、それから期日を指定して2カ月、2カ月の4カ月、110日後ぐらいですか、4カ月弱ですので、秋あたりに判決が出るというような流れになるのかなと思っております。控訴審におきましては、裁判所から期日指定される控訴の理由書、それが新たな証拠ですとか新たな主張がない限りは、それが審査のメインになると伺っております。資料というようにまとまるかどうかわかりませんが、現在把握している流れは以上でございます。

委員長

そうしましたら、今の流れ等につきまして、簡単な時系列で書いたものの資料提出はできると判断してよろしいでしょうか。

国嶋課長

はい。

委員長

それでは、委員の皆さんにお諮りしますが、資料要求をするということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、資料提出についてよろしく願いいたします。

続きまして、先ほどの清水委員の質疑に対する答弁を求めます。

国嶋課長

まず、1点目、認定事実についてという点と2点目、44ページ以降の争点について元福祉事務所長、元福祉課長等について、裁判所の間違いだったと思う点、また3点目の認定事実のまとめ部分について、原告の主張、その他裁判所の判断についてということでご質問いただきましたけれども、これらにつきましては本日議案審議にかかわる部分でもありますし、裁判の今後の進行上にもかかわることでございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

次の4点目の第2の事実の概要ですが、争点に関する当事者の主張、第三者委員会の報告書を全く全面否定した内容ではないかということですが、具体的なご指摘がございませんでしたので、ちょっと詳細はわかりませんが、私どもは第1回、4年前の20年の住民訴訟の最初から主張している内容については同様の主張をしていると認識しております。

次に、5点目、判決について多額の賠償という判決が出た元福祉事務所長及び元福祉課長、その他職員についての評価、どのように影響するかということですが、この判決を受けての職員評価については、大変申しわけございませんが、福祉課で答弁する内容ではないと考えております。

同じように、次の違法、重過失という判決が下っても、なお見直しを行い、これについても、申しわけございませんが、福祉課では答弁はできかねると考えております。

また、7点目、8点目、前市長について、判決の中で、例えば前副市長が会っている等、また監査委員の職務内容について、また副市長の監督権についてですが、これは私どものほうで従来の主張をしているそのままでございますので、変更はございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

最後の副市長の監督権、地方自治法167条、裁判所の見落としではないかという点につきましては、正直私どもでも理由はわかりません。改めまして申し上げますが、まず元福祉事務所長、元参事、元福祉課長につきましては、まず地方自治法に基づく損害賠償請求、それと同3人について民法の415条、指揮監督上の責任を求めるもの、また前市長につきましては地方自治法の138条の2、これも指揮監督上、財務会計上の違法行為を阻止しない場合の損害賠償責任ということで求められております。前副市長につきましては、地方自治法167条に基づきまして、市長補佐と職員監督の責任、これが原告の主張の内訳でございます。ですから、今回判決が出て賠償を求められた元福祉事務所長と元福祉課長、この2人について金額が2つに分かれているのは、それぞれ地方自治法に基づく定めと民法に基づく定めとの請求に分かれているということでございます。

それと、10点目、当時世帯と同居した義理の子供について、第三者への送金等でございますが、従前にもご説明したと思っておりますが、例えば送金記録、通帳から通帳への送金であれば私どもでもその預貯金調査をすればわかると思えます。ただ、その生活保護の世帯員ではない者への送金記録もしくは預貯金調査、それは私どもでは調査権がございませんので、銀行に照会をかけても回答はいただけないということは以前にも申し上げたことであります。これについては、刑事事件の裁判記録の中で初めて判明した点であります。

以上です。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

答弁がされない部分については、控訴にかなり深くかかわるところではあるので、臨時会の質疑がかなり膨大な質疑になってしまう可能性はありますが、ご答弁が議案の事前審査にかかわるといふことですから、これはもう本会議でやらざるを得ないですね。だから、それについては……

(何事か言う声あり)

清水

違うの。それとか、私たち福祉課ではわからないことと言いましたよね。

(何事か言う声あり)

清水

違いますか。ちょっと整理してくれますか。そういうふうにとりました。

委員長

それでは、答弁のほうをもう一度お願いします。

国嶋課長

基本といたしまして、まず本日所管である厚生常任委員会のほうに控訴を提起したいという方針の表明をさせていただきました。また、議案にかかわる中の詳細なことについては、現時点で議案の事前審査ということで今お答えはできないということが1つであります。

それと、もう一点、控訴の理由書についてもご説明申し上げましたけれども、議会の議決、控訴をしてよいという議決をいただいて、また顧問弁護士、訴訟代理人を定めて詳細な控訴理由書、例えば法的にこの裁判所の判断がおかしい、今清水委員がおっしゃったようなことについて最終的な整理を図ることになると思えます。それが控訴審においては一番の肝だというふうに情報としては把握しております。

- その3点になります。以上です。
- 委員長 説明が終わりました。
- 清水 質疑ございますでしょうか。
- 委員長 福祉課では答弁できないという部分ありましたね。これについて、委員長、福祉課では答弁できないのですが、厚生常任委員会の所管事項でもあり、次回委員会で答弁を求めるといふことでお願いできませんでしょうか。
- 委員長 若干休憩いたします。
- 休 憩 14:20
再 開 14:22
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 清水 それでは、今清水委員の言われました内容につきまして、今後の評価、また処分が二重にできないという根拠等々についての内容については、臨時会の終了後でいいということを確認してよろしいですか。
- 委員長 最後の3点、片倉の義理の子供の前の3点、前副市長が職員から片倉について帰ってきてタクシーに乗っているということを知らされてはいないという判決に対して、片倉を知っていた助役が3月に交代しているという、そのときに新助役に福祉事務所から伝わっていたかどうかという点と、監査事務局の中で聞いた点、そして副市長の監督権はあれかな。控訴にかかわらず、これについては調査事項の中身ということで、先ほどの懲戒処分等とともに臨時会以降の委員会で答弁を求めたいと思います。
- 清水 それでは、まとめさせていただきますが、今結局3点の内容ということよろしいですか。
- 委員長 それと、前市長の件で秘書課長に指示をしたということについては、私はこれまでの本会議で秘書課長は誰に何を調査したかと質疑しました。そして、それを市長に口頭で報告したというのだけれども、この前の本会議、昨年の本会議では福祉事務所長とか福祉課長には確認はしていませんと。管理職には確認をしていませんと、そういう秘書課長の答弁があったのですが、では誰にしたのかということについては、3回目の縛りがあったのかな、ちょっと時間切れだったと思うので、秘書課長の今言った誰に何を聞き、市長に何を報告したかと、この点を今の3点につけ加えていただきたいと思います。
- 国嶋課長 今最後にありました秘書課長の確認については、昨年ご質問いただきまして、当時の秘書課長が確認をしたのは当時の査察指導員であると答弁をしたと記憶しておりますが。
- (何事か言う声あり)
- 国嶋課長 内容については、当時の査察指導員に確認しておりますと、たしか答弁させていただきました。
- 委員長 それでは、清水委員のほうから言われました、先ほどの3点にプラス秘書課長が誰に何を調査したかという内容を精査していただいて、臨時会以降に常任委員会を開催するということよろしいでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。
- 荒 木 確認なのですが、大体先ほどの国嶋課長の答弁で何となくわかるのですけれども、要するに臨時会の本会議の場では、この判決に対することが不当な判決だということ控訴をしたいという提案をすると。その理由については、当然そ

の後の話だということなので、提案理由というのはそういうことだけになると判断していいですか。

国嶋課長

控訴する理由といたしましては、判決の内容が承服できないという理由になります。それを根拠とする、例えば裁判所が判決書に書かれたこの法律の解釈なりこのご指摘、それを一つ一つ控訴の理由書としてまとめる段階にはまだ至っていないということになります。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますでしょうか。

世の中、承服できないで、予算も職員も使うような控訴の提起を審議できないのです。一定の、それはきちっとした文書をつくる精密さはないにしても、骨子程度は、それは当然示すはずです。それもないなら、議案の体裁がないでしょう。控訴理由が承知できないということ、そんなレベルでなくて、一応何点か挙げられるというのが、当然ではないでしょうか。

国嶋課長

他市控訴状の議案提案等もチェックして、議員さんに提出させていただく議案の中身としては、そこまで記入しているものではございません。また、先ほど答弁しましたように、詳細な分析、控訴期限が14日以内と定められておりますので、その中で法律家の目を通して詳細な指摘をする、もしくは主張するという段階には当然至っていないと考えております。

ただ、私どもとして訴訟代理人をお願いしております弁護士さんのほうと協議して、主張の主な点ということでお答えできる分は当然お答えしていきたいとは思っております。

以上です。

委員 長

よろしいでしょうか。

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員 長

委員外議員の皆さんもよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員 長

それでは、大きな2番のその他について何かございますか。

清 水

4月1日となると、前社会福祉事業団参事も恐らく縁が切れたというふうに思います。大きく社会福祉事業団の風通しが大変よくなったと。こういう中で、以前から求めております社会福祉事業団理事会との懇談、あるいはそれがまだまだ先だということであれば視察調査。特に私は、職員数が非常に逼迫していると。これについては、本当に心配なのです。それと、職員募集に関する話も聞けば聞くほどよくわからないということで、そういったことも聞くような視察、指定管理先という、我が施設ですから代行者に聞くと。そういったのがいつごろを予定されるかなということで伺います。

委員 長

事業団の案件につきましては、私委員長のほうにも懇談、視察等の申し入れが若干来ておりますので、正副委員長にお任せいただくということでご了解願えないでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

ほかに何かございますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 次回の委員会については正副委員長に一任ということによろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長 それでは、本日の会議はこれにて閉会いたします。

閉 会 14:34